

第36回調達価格等算定委員会

日時 平成30年2月7日（水）10：00～11：50

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

1. 開会

○山崎新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第36回調達価格等算定委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、山内委員長代理に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内委員長代理

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただこうと思います。

前回まで6回行いまして、基本的に6回で討議すべき点というのは、おおむね議論していただいたというふうに思っております。ただ、こうした中で、前回、1月19日の後に、1月24日に第2回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、これが開催されまして、太陽光以外の電源に運転開始期限を設定する方針が決定されました。この中で、運転開始期限を超過した場合の取扱いについては本委員会で検討を行うということにされました。この点について、今日ここでさらにご議論いただく必要があるということで、さらに、もう一点ですけれども、小型風力発電についてでございますけれども、これはご記憶と思いますが、前回の委員会で来年度から大型風力発電と区分を統合すると、こういう方向で皆さんのご同意をいただいたところでございます。ただ、委員会の終了後に委員と皆さんと私で引き続き議論していろいろなご意見いただきました。そこで、今回の取扱いについては、経過措置というものが必要ではないかというようなご意見も出たというふうに思っております。

そこで、この論点について、私はここでもう一度取り上げたらよいんじゃないかというふうに思いまして、事務局のほうで整理をしてくれるようお願いをいたしました。

そこで、この2点、先ほどの運転開始期限の超過の問題、それから小型風力発電の区分の経過措置的なものをどういうふうに考えるか、これについて再度ご議論いただきたいというふうに思いました。

そこで、今回の議事の冒頭にこの問題の残された論点という形で皆さんにご議論いただいて、その後に、前回の委員会の最後にも了解いただいたように、これまでの議論の全体の取りまとめ、これを本委員会の意見書案という形で、これを事務局で取りまとめていただいておりますので、それを改めて本年度の委員会の議論全体確認ということで議論していただくというふうにしたいと思います。

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでというふうにさせていただきます。傍聴はもちろん可能でございますので、引き続き傍聴をご希望される方はご着席を願いたいというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、まず配付資料の確認を行ってもらいたいと思います。

○山崎新エネルギー課長

本日の配付資料でございます。

配付資料一覧にあります配付資料番号がついていない議事次第、委員名簿、座席表に続きまして、本日は2つでございます。資料1「残された論点について」、資料2「平成30年度以降の調達価格等に関する意見（案）」ということで二種類の資料をご用意させていただいております。

以上でございます。

○山内委員長代理

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

2. 残された論点について

○山内委員長代理

それでは、まず「残された論点について」の議論でございます。

これは資料1ですので、これについて事務局からご説明をお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

それでは、資料1のご説明を私からさせていただきます。「残された論点について」でございます。

先ほど山内委員長代理のほうからご指示がありましたように、2点まとめてございます。

まず1点目、1ページをごらんください。

「運転開始期限を超過した場合の取扱いについて」ということで、先ほどもご紹介ありましたが、1月24日に開催をされました第2回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク

小委員会において、未稼働案件の防止を通じた国民負担抑制のため、太陽光発電と同様に、全てのほかの電源について運転開始期限を設定するという方針が決定されました。

具体的には、2018年度以降に認定する案件、来年度以降に認定する案件を対象とし、風力発電については4年、注にありますようにアセスメントが必要な案件は8年、中小水力7年、多目的ダムに併設するものについては考慮、地熱発電は4年、風力と同じようにアセスが必要なものは8年、バイオマスは4年、こちらについては本委員会でもご議論いただいておりますが、その他の一般木材等以外の部分も含めた全てのバイオマス発電について4年という期限を設定することとしてございます。

運転開始期限を超過した場合の対応については本委員会でお決めいただくということになってございますが、例えば、太陽光の場合には、認定時の価格から一定割合下落させるのか、さらには調達期間を短縮するののかということでご議論をいただきまして、結果として、調達期間を超過期間分だけ月単位で短縮するという、こういう方向でまとめていただいております。

今般、その他の部分についてどうするかということでございますが、事務局の案といたしましては、太陽光発電と同様、運転開始期限を超過した場合は、調達期間を調達期間分だけ月単位で短縮するという対応でどうかという案を提示させていただいております。

まず、それが1点目でございます。

2点目が4ページをごらんください。もう一点の風力発電の20kW未満の小型風力に関する経過措置について、委員長代理のご指示を受けまして、事務局として論点を整理させていただいたものでございます。

先ほどもございましたけれども、前回の委員会におきまして、この小型風力につきましては、来年度から20kW以上と同区分として取り扱う方向がまとまったところでございます。20kW未満の風力発電につきましては、今般の取扱いによって、今年度は55円でございますが、来年度は20円という価格に大きく低下することになるわけでございます。

F I T法上、調達価格というのは電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として設定するということとされておりまして、経過措置は設けないということが原則ではありますけれども、こうした変化を緩和するために一定の経過措置を設けるという考え方もございます。

既に土地の確保などの必要な手続を済ませていて、残るはF I T申請手続を控えるのみだといった段階にある案件が一定数存在し得るということを踏まえ、と、例外的ではあるものの、真に開発中の案件に限って経過措置を設けるという考え方もあるかというふうに考えてございます。

具体的には、少なくとも今年度末、3月末までに土地の確保など接続契約締結以外の必要書類、

必要手続を全てそろえた上でF I T認定の申請を行い、かつ接続契約の申込みを行っている案件で、それが接続契約については、下の注にありますように、通常小型風力は低圧案件でございます。したがって、普通に考えると3月から2カ月足すと5月末までになるところでありますが、下の注にも書かせていただいておりますように、現在、小型風力発電の接続申し込み件数の急増によりまして、標準処理期間では処理し切れないような事例が生じつつあるといったことも踏まえまして、送配電会社側の手続の最大限の迅速化を図ったとしても2カ月でおさまらないといったことも考えまして、8月末までに締結を確認できた案件を経過措置の対象とするといった方法があり得るのではないかという一案として事務局から提示をさせていただきます。

以上でございます。

○山内委員長代理

ありがとうございました。

まずは、以上の2点のご審議を願いたいというふうに思います。

それでは、まず最初の運転開始期限を超過した場合、この案件について皆さんにお諮りしたいと思うんですが、これについていかがでしょうか。

特にご異存ございませんでしょうか。

それでは、これについては事務局案のとおりというふうにさせていただきます。

続きましてもう一件、風力発電の小型のものについての経過措置ということについて皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○高村委員

予期していなかったんですが、経過措置についてそういう考え方もあるのではないかというのが今の事務局からのご提案といいましょうか、情報のご提示だったというふうに理解しております。

最初にご意見申し上げる前に1つご質問なんですけれども、2017年の3月末までに認定済みの案件が6,400件で、稼働しているものが報告書にも示されて、前回の資料にもあったと思いますが、339件と。これは17年9月末であります。17年3月末から約10カ月ほどたっておりますので、その間の認定の状況、あるいは認定申請の状況について教えていただけないかというふうに思います。

件数の把握というのはなかなか難しいと理解していますけれども、その桁といいましょうか、オーダーについて教えていただければと思います。

以上です。

○山内委員長代理

事務局、今おわかりになりますか。

○山崎新エネルギー課長

ありがとうございます。今年度の認定申請につきましては、通年どおり標準処理期間を踏まえて、今年度の1月12日までに認定申請をいただいております。バイオマス以外については全てそうございまして、正式な数は現在集計中でございますが、オーダーレベルで申し上げますと4,000件から6,000件ぐらいの間でどの程度におさまるかということであります。昨年度が6,400件程度でありましたので、同等か、それ以下ぐらいの数が認定申請としては来られているという状況でございます。

○高村委員

ありがとうございます。そういう意味で、今回の経過措置についての意見を申し上げたいと思うんですけども、私個人的には、再生可能エネルギーの導入というのはエネルギーミックスを超えて十分に拡大をするポテンシャルがあると思いますし、そうしていかないといけないというふうに思っております。それは事務局から、「基幹電源」という言葉をあえて「主力電源」として位置づける、あるいは系統を含めたいろいろな障壁というのを対処していくという、この間の事務局の取組を見ても、その方向で動いてくださっているというふうに思っております。

そういう意味では、今回の小型風力の取り扱いについては、FITとしてどういうふうに取り扱っていくかということが大きな問題であるというふうに思っております。というのは、もう言うまでもありませんけれども、将来的に再生可能エネルギーが自立的に導入していくために需要家の負担で規模の導入を図ってコストを下げっていくということ、それによって自立的な導入を実現するという制度であるというふうに考えます。

したがって、前回の議論を踏まえて事務局からご提示いただいた意見について前回賛成をいたしました。

その上で経過措置を入れるかどうかという点について、まず第1点目に、この間の調達価格の算定委員会の手続について、私は瑕疵はないというふうに思います。前年度の議論の中で、認定数もふえ、導入が進んでいることを踏まえて、データを踏まえた上で今年度きちんと議論をするということを既に昨年度の委員会の報告書の中でも書いておりますし、同時にこの委員会の中でも事業者へのヒアリングを含めて議論をしまりました。さらに先ほども課長からありましたけれども、既にあらかじめほかの電源も含めて今年度の認定受け付け期限については前もって示しているということから考えて、手続的な瑕疵というのは私はないというふうに思います。

その上で、山内先生からありましたように、今回の価格の変更を踏まえて何らかの対処をする

かという点でいきますと、対処をすることの実際に生じる影響というのをきちんと考える必要があるというふうに思っております。

私の手計算でありますけれども、6,400件の認定案件、これを55円で買うことで、もしこれ全て稼働して、想定稼働率でいきますと、20年間で買い取り費用は2,000億円になります。賦課金総額で言っても1,600億円を超える額を需要家に負担してもらう水準の今認定をしているということです。

さらに、冒頭にご質問したのは、さらに加えて認定申請が出ているという実態を踏まえると、追加的に認定を出すという積極的な理由というのを見いだせないというふうに思います。それは今回、委員会の議論でありましたように、費用対効果、つまり発電効率を考えたときに非常に高い。しかも稼働率が低いということ、設備稼働率が低いということもあって、これも前回の資料に出ていたと思いますけれども、今の足元でいくと、実態ベースでいくと125円/kWhという、1kW当たり125円という数字が出ていたかと思います。

そういう意味では、同じ55円という水準で追加的に経過措置を導入して、新規の認定を受け付ける理由というのは、私はないというふうに思います。それは先ほど申し上げた将来にわたる国民負担という観点から見たときに、それをするということの大きさを考えるからです。

今回、事務局から一案として出していただいたところでありますが、とりわけ懸念をしますのは、この間太陽光、バイオマスと価格を変更する、あるいは制度を変更するたびに駆け込むという現象が残念ながら起きていて、それは事業者さんの行動としては非常によくわかるわけですが、それでも、民間の投資を使って再エネを拡大するという意味で事業者の行動はよくわかるんですが、しかし、制度を運用している観点からすると、その負担を需要家、最終的に国民が負担をすれば、委員会としてはその影響をきちんと判断しなければならないと思います。

特に今回の小型風力に関しては低圧で、その規模からいっても、恐らく太陽光の低圧と同じような駆け込みの行動が起こり得る。しかも、今回事務局が出してくださっておりますけれども、接続契約申し込みで今年度末まで受け付けるといったような、最終的に系統接続契約まで要件としない場合には、16年法改正の前と同じような駆け込みの状況が起こり得るというふうに思います。

もう言うまでもありませんけれども、太陽光の価格変更の際に20万kWといったような非常に大きな駆け込みが2カ月の間で起こったことを考えると、今回の経過措置というのは、その意味でも積極的に賛成をする理由がないということでもあります。

そういう意味では、私の意見としては、今回の経過措置についてはそのようなものであります。ただ1つ申し上げますと、小型風力について再生可能エネルギーとしての役割、価値がないとい

うことではありませんで、今のF I Tの制度とは趣旨が、残念ながら現時点では将来の自立化を見通すような形の状況というのは見通せないということでありますので、ひとつ事務局に経過措置としてのかわりに、むしろ、関係省庁と協力していただいて、例えば離島ですとか自家消費ですとか、さまざまな用途でその役割を発揮していただける場面があるはずで、F I T外の支援の方策というのを検討いただけないかというふうに思います。

以上です。

○山内委員長代理

ありがとうございます。

辰巳先生。

○辰巳委員

ありがとうございます。

まずですけれども、私もですが、今までの経過を見ていて、この委員会でいきなり金額が変わったということにはなっていないというふうに思っておりまして、昨年度も一応検討し、それで価格も結局決めないで毎回検討しましょうというふうなことでなっていたというふうに思っておりまして、小型に関しては。そう思っているんです。

それで、そのために、前回ここで決めたことに関しては、全然私も同意をしたつもりであります。だから、ここの算定委員会での判断というものは間違っていなかったと私も思っております。

ただ、事業者の方たちが、例えば去年、一昨年ぐらいからの小型に対してのここでの経過をどこまで情報収集されていたのかよくわかりませんが、ある部分の方たちはちゃんと収集されていたと思うんです。その結果として、昨年度のグラフを見てもわかるように、今まで低かったのがいきなり高くなるというか、申請数がふえるというふうな状況が起こっているわけで、そういうことからすると、全くいきんりの判断であったというふうには思っておりません。

それで、私は高村先生がおっしゃった後でとても言いにくくて、高村先生がおっしゃったお話も全くそのとおり同意したいというふうに思うんですけれども、でも、そんな中で何らかの方策というのが考えられるのかというふうに思っております。

まず、このF I T制度そのものが事業者としてマーケットベースに導入ができていくまでの補助、走るのを後ろからたたくような格好の補助制度だというふうには思っているんです。けれども、事業者の方のヒアリングを伺った折に、将来的な展望を聞きましても、日本の将来の再エネの市場にどれだけ比率を占めるか、あるいは貢献して下さるのかというのが私自身も余り見えなかった。最後のほうに高村先生がおっしゃった特殊な用途というのは十分認めるし、それはあり得ると思うんですけれども、大きな日本の再エネの市場の中での比率というのは非常に小さ

いというか、F I Tでお金を補助して彼らが自立支援していくための努力をしてくださるのを期待しても、何か何となくですけれども、言葉は悪いですけれども、期待外れじゃないかなと思えるようなお返事だったと思います。質問に対してのお答えが。

あともう一つちょっと気になっていたのは、日本の中で競争することによって、世界に打って出たいんだというお話もあったと思うんですけれども、それは事業者としてあり得るというか、当然のことだとは思っているんですけれども、それもF I Tで支援するお話ではないというふうに思いました。ヒアリングでは、そのあたりは明確にお返事いただけてはいないんですけれども、そういう意味からも、結局、結果的にはコストダウンをどこまで図れるかというお話でもあるんですけれども、2030年に30円でしたっけ。何かそのような結構高目の価格もおっしゃっていて、ほかの太陽光では7円、風力でさえも大きいのは8円から9円でしたっけ、のような価格を言っている中で、それでは自立ができないんじゃないかというふうに思っております。

長くぐだぐだ言ってますみません。そういう意味では、基本的に前回決めたことに関しては、全然賛成でございます。

ただ、そうは言いながらもというお話で、今回事務局のほうからご提案くださっているんで、そういうふうな考え方もあるのかなというふうに思いながらご提案を聞いていたんですけれども、今回のご提案の4ページの赤で書いている要件というのは、もう既にこの3月の末までにきちんと証明書みたいなものをちゃんと購入というか、借りるというのかわかりませんが、土地の手当でもついているということでの証明書類が必要なんですけれども、その後がまた接続同意がすごく長期的になってしまうので、ここの土地の確保に関する書類を含めて、全ての書類提出するということに関しては、そういう条件というのは結構厳しいかもしれないのでいいかと思うんですけれども、その下のところが私もちょっとクエスチオンのままで、ここを何かもう少し厳しくできるようなことがあり得るのか。

先ほど聞かれて、また6,000件近い数値が出てくる可能性があるということで、結局事務的にもとても大変な作業になっていくんだろうというふうに思いますもので、もう少しブルーで書いてくださっているとどこかの検討ができるのであれば、何か少し、私は本来ならば国民の代表で出ていますもので、国民負担に関して、ふえることに関しても全然反対なんですけれども、だけれども、あり得るのかなというふうにちょっと思っております。

ただし、先ほど高村さんも最後におっしゃった、今後、小型の風力発電がどういうふうに日本の国内で産業として成り立っていくかに関しては、F I Tじゃないサポートというのは私も必要かもしれないというふうに思っております、でも、それはこの場で検討する話ではないというふうに思いますもので、よろしくご検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長代理

どうもありがとうございました。

では、山地委員お願いします。

○山地委員

結論から申し上げますと、経過措置を設けることに反対です。

理由は、先ほど高村委員が質問で確認されましたけれども、今年度1月上旬までの10カ月弱のところで4,000件から6,000件ぐらいの認定ということで、この事務局案のように、3月末までにこの要件を満たした者の認定申請受け付けということにすると、少なくとも1,000件ぐらいの追加認定が起これそうです、少なくとも。駆け込みを考えると、もっとありそうなんです。

そういうことを考えると、それによる賦課金の増分が問題です。高村委員も買取総額と賦課金、6,400件の件について計算された。私も1,000件と考えて、最近20kW未満といっても、20kWぐらいが多いですから、それで。設備利用率も上がってきているというので、では通常の風力でやられている20%で、で、55円で買って、回避可能費用を10円だとすると45円分が賦課金に回るわけですよ。計算は単純ですよ。だから、1,000件、20kWで2万kWですよ。で、8,760を1年間で、0.2を掛けて20%利用率。それに55から10を引いた45円/kWh、これが年間の賦課金。単純に計算すると16億円になるわけです。年間です。20年続くわけだから、320億となる。

経過措置を設けただけでこれだけの増分負担が起これるわけで、やはりこれは望ましくないんじゃないかというのが基本です。

ただ、いろいろなビジネスやっておられると事情はあると思います。ただ、ビジネスというのはリスクを伴うということを考えないといけない。FITは確かにリスクを軽減するという措置ではありますけれども、今までFIT導入からのここ数年、改正FIT法以来、FITからの自立を目指す政策展開をしているわけですから、それをちゃんと見据えてほしいというのが私の意見。

以上です。

○山内委員長代理

ありがとうございました。

お三方の意見は皆反対と、こういうことではございましたが、山地委員、最後のあれ、ビジネスリスクを見るというのは、もうちょっと具体的に言うと、どういう意味。

○山地委員

今までも、FIT制度以前から小型風力ビジネスやっておられた方もいらっしゃいますよね。

今F I Tである程度土台をつくってきて、それで国際展開をされる。それ自体はビジネスとしては健全な方向だと思いますけれども、国内でF I T制度によって、経過措置だけの追加措置で何百億円という、これは国民負担ですから、皆さんの電力使用者から取ったことで補助するわけですから。それでを行うということに関しては、私は合理性を欠いていると思います。

○山内委員長代理

ありがとうございました。基本的には、皆さんご反対なんですが、辰巳委員、さっきこの下のところで、まあ、お三方の基本は、こういうふうな経過措置をつくと駆け込み申請がかなりあって、その影響が大きいんじゃないかと、こういうことですよね。

○辰巳委員

すみません。やっぱりコストをどのようにダウンされるかというときの考え方として、事業者の方としては今のF I Tの価格を見ながらコスト計算をされているというふうに私は思っているんです。だから、割合高いところに価格があると、それだけF I Tとして売れるから、このくらいの価格でも大丈夫じゃなかろうかというふうな、要するに事業者としてのコストダウンの努力に価格が逆に引き上げるというか、引き下げる努力にいかないんじゃないかというふうな気も少しするんです。だから、そういう意味でもよろしくお願ひしたいと思います。

○山内委員長代理

このスケジュール感について、ちょっと事務局のほうから。

○山崎新エネルギー課長

辰巳委員からのご指摘で、ブルーのところをもう少し厳しくできないのかということについて、事務局がこの案をつくる上での前提についてお話をさせていただくと、ブルーのところだけについて言えば、事業者の方、すなわち発電事業者の方、ここで言うと小型風力の発電事業者の方々が緩い基準で何かができるという意味で長くしたわけではないということでございます。

先ほども申し上げたように、これは低圧でありまして、普通高圧以上の案件というのは標準処理期間9カ月になっていまして、低圧については2カ月だということなので、通常の場合であれば2カ月でできるのですが、案件がそれなりに多く、さらに、この小型風力について言うと、現在もそうですけれども、やはり風に左右されるので、太陽光などに比べて特定の電力会社の営業所に集中する傾向がございます。

そういったことで、電力会社側が2カ月以内に処理できなくて、結局発電事業者が接続契約を締結できないことは避けようとしています。要は、しっかりと3月末までに耳をそろえて全て申請をしていただくという行為までをしっかりと限定しておけば、その後の期間が2カ月から5カ月になったところで緩むことはないのではないかとというのが基本的な事務局の意見でございます。

○山内委員長代理

それで、戻りますけれども、先ほど基本的に皆さんお三方ご反対ということはよくわかりましたけれども、実は私自身は少しこの経過措置について設けたらどうかというふうに思っています。その1つの理由は、先ほど、これまでの我々の手続に瑕疵はないというお話で、そのとおりだというふうに思っておりますけれども、ただ、これは瑕疵というほどのものではないけれども、昨年度といたしますか、本年度といたしますか、17年度の締め切りが、申請締め切り1月12日で、一応価格を決定したというのは19日だったわけです。それまでの間にいろいろな議論をしてきましたので、価格が、少なくとも低下といたしますか、引き下げられるというようなことは蓋然性が高いというのはわかっていたかもしれませんし、だからこそ先ほどもお話がありましたように、申請がかなりふえたという面もあるわけだけれども、ただ、一応日にちだけ見ると12日と19日でありまして、締め切った後に価格が決まったという面もないわけではないです。

そういうことを考えると、私はこの時点で極めて事業化が進んでいて、そしてまた次に申請をすることがかなり確実なものについて何らかの措置をとることというのは、それほど大きな問題ではないといたしますか、必要性も一方で感じるということでもあります。

確かにおっしゃるように、今皆さんのご議論は影響度、特に負担の増加ということでありまして、これが1つ。それからもう一つは、議論としては価格が下がっていくことを前提にコストのほうも下げていくという、そういうことが一方で行われるべきだというご意見もありまして、そのとおりだと思うんですが、一応来年度から価格が下げるとは我々合意したわけで、その意味での経過措置ということでございますので、私の意見としては、ここの申請が実際に本当に行われて、事業化が確実なものについて何らかの形で経過措置をとることはいかがかなというふうに思っています。

ここの事務局の案で、3月で8月というのを1つの時間的なスケジュール、それから土地の確保というのが確実だということが条件と、こういうことになっていますけれども、これをもう少しきつくしてもよいのかなというふうに思いますけれども、今申し上げたような形の、既に事業化がかなりの程度進んでいるものについては、何らかの配慮をというふうに思うんですが、この点についていかがですか。

○山地委員

反対であることには変わりはないんですけれども、確かに、本当に直前まで行っているケースはないわけではないだろう。これは想像ですけれども。

それにしても3月末って、この土地取得に関する書類、全ての必要書類提出を3月末というのは、やはりちょっと長いんじゃないですか。できるだけ国民負担を軽減というところから言うと、

もうちょっと前倒す。しかし、区切りから言うと、今2月なんで、もう2月末以上の区切りはないかと思うんです。だから、委員長代理のおっしゃる経過措置を考えなきゃいけないんじゃないかというのを受け入れるとすれば、3月末じゃなくて、もっと前倒しできるということが1つの、ある意味妥協なんですけれども、点かなと思いますけれども。

○山内委員長代理

ほかのご意見いかがですか。

ご反対の方は、どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。

私は、やはりなお、そういう意味では、山地先生も「そういう経過措置があるとすれば」という前提であったと思いますけれども、基本的にやはり反対です。

これは小型風力に関して、短期間で多数の案件を組成を書き込みでつくっておくことを、55円で支援をすることが将来にとっていいのか。それよりむしろ、その役割というのをきちんと議論してもらって、多角的にと言うんでしょうか。きちんと継続的にその事業が行われるような支援を考えるほうがいいのかということを考えると、やはり後者のほうが、本筋ではないかというふうに思うからです。

山地先生のおっしゃった、もし導入をするとすればという意味では導入をすべきではないというふうに思っていますけれども、今出されている事務局案というのは、やはりまだ足りないというふうに思っています。1つは3月末というのは非常に緩いと思います。もう一つは、繰り返し申し上げますけれども、想定できない駆け込みが非常に、経験してきたのが太陽光とバイオマスだと思っていて、もう一度同じことをやらないような量管理が必要だと思います。それが経過措置としては最低限の理由だというふうに思います。それは国民負担を我々が見通すという意味でも、私はそれが最低限の条件だと思います。

○山内委員長代理

辰巳委員いかがですか。

○辰巳委員

先ほどちょっと申し上げて、赤はいいけれども青はちょっと検討できないかと言ったのは、ご説明でわかりました。

それで、結局、もし認めるならば、ここをもう少し厳しくというふうに思っておりましたもので、今山地先生からご提案のあったような感じということが1つの厳しくという条件になるのかなというふうに思っています。

○山内委員長代理

ありがとうございました。

基本的に皆さんご反対ではありますけれども、もしも受け入れるならばというところでご意見いただきました。

私は代理ですので、私の一存で決めるということではないんですけれども、私が先ほど申し上げましたように、山地委員もおっしゃっていましたが、本当に事業化まで行って、非常に近いものについて何らかの措置ということで考えれば、この経過措置的なものを条件きつくして、措置を入れてはどうかというふうに思っています。

その点についてご条件いただきましたので、それを受け入れるという形で、これについて導入したらどうかというふうに思っておりますが。

○高村委員

申しわけありません、繰り返しになりますけれども、私はこれにもう一つ、実際にこの経過措置を適用する量的な限界を設けるべきだと思います。それがないと際限のない駆け込みを受け入れるということは、行政実務にとってもそうですし、国民負担にとってもそうですし、送配電事業者の系統接続業務にとっても非常に大きな負担を起すと思います。もし、私が同意をすれば、それが最低限の条件です。

○山内委員長代理

かなり量的なコントロールを入れると裁量的になるので、かなり難しいかなというふうには思いますけれども、いかがですか。

○山崎新エネルギー課長

今委員長代理ご指摘のように、認定実務を携わる観点からすると、「先着で何kWまで」といったような管理は非常に難しいことは事実でございます。したがって、いつまでに何らかの客観的行為を行っていただく方という形で区切っていただき、それが実質上の量的管理になるといった方策をとっていただくほうが認定実務側からすると大変ありがたいというか、そうでないとなかなか難しいというふうに言えるかと考えてございます。

○山内委員長代理

3月を2月にするというので、ある意味では量をかなり絞るというか、まあ、これは想定よりも、実態で進んでいるものでなければ、2月中に土地を新たに確保してというのは無理だと思うんです。その意味では、私が申し上げているように、既に事業化が進んでいる者というところで一定の量的な縛りがかかるんじゃないかというふうに理解をします。いかがですか。

○山崎新エネルギー課長

すみません、もう一つ申し上げておくと、土地の確保に関する書類ということでございますが、先ほど辰巳委員のほうからもご言及ありましたが、土地の確保に関する書類というのは、しっかりと当然賃貸借契約、または売買契約の成立が証明できるものでありまして、実は、以前F I T制度の開始の後から、幾つか土地の確保について、特に太陽光中心に問題になってきました、例えば、私印でもいいのかとか、そういった問題については、しっかりと正式な売買契約なり賃貸借契約が成立をしていて、その事業者の方がその土地の使用権原を持っていることが確認できるということが前提になってございます。

○山内委員長代理

さっき高村委員おっしゃっていたように、本来小型風力がどういうふうに展開して、社会に受け入れられていくかということを議論する、あるいはそういうことを研究する、そういう場というのは本当に必要だというふうに思うんです。それはそれでまたやるということですが、辰巳委員がおっしゃるように、ここではちょっと無理かもしれませんが、そういう場も事務局のほうでいろいろ考えていただくということかと思えますけれども。

どうぞ。

○辰巳委員

全体をちゃんと把握してなくてすみませんが、ここでこういう小型風力に限っての経過措置を認めた場合、今後に関わりを残すようなことが起こらないかというのが何となく心配ではあるんですけども、そのあたりを、これに限り、というのが何か説明できるような裏づけというのはありそうですか。

○山内委員長代理

私個人的には、先ほど申しましたように、1月12日と19日というところであれなんです。ですから、逆に言うと、そういったところをこれからの手続上、きちんとするというようなことで、こういった経過措置の問題というのも排除されるんじゃないかというふうに思います。我々、大学でよく議事録をつくっていると、「今回のこれは前例としない」というのがあるんですけども、そういうことじゃなくても、その辺の手続の問題もきちんと含めて考えればよろしいかなというふうに思っています。

○高村委員

ありがとうございます。

量的管理というのは私は大変重要だと思います。実務的に難しいというふうにおっしゃいましたけれども、しかしながら、何らかの処方を考えないといけないんじゃないかというのは繰り返し申し上げておきたいと思います。

もう一つ、今ありました辰巳委員がおっしゃった点は私も大変懸念してまして、では価格が変わるたびにこういう経過措置を入れるのかということをおっしゃっているんだと思います。今までそういう形で対応してきたのは極めて例外的だというふうに思っていて、そういう意味での電源の公平性の観点からと思います。

今回の経過措置を、もし入れるとすると、これは委員長代理おっしゃいましたけれども、非常に大きな価格の下落であるという点だと思います。その点については、少なくとも非常に特殊な、特異な事例であるということは確認をしていただきたいというふうに思います。

○山内委員長代理

ありがとうございます。

私のほうのご提案としては、ですから、先ほどの私の申し上げたことをご理解いただければ、事務局の4ページの資料の条件について若干見直しをして、それで皆さんに受け入れていただけないかなというふうに思っております。

具体的に言うと、先ほど、これは山地委員もありましたように、3月末までの土地の確保に関する証明、これを2月末というようなことではいかがかなというふうに思っています。2月末までに土地の確保等を済ませた上でFITの新規認定を申請して、系統接続申請申し込みを済ませるということで、もう一つ、8月末までに接続同意書書類提出期限というのを、これをもう一つ前倒して7月末でいかがかなというふうに思います。

○辰巳委員

すみません、ちょっとよくわからない。要するに、3月までだったものが、もし2月になったときに、その減る割合が、先ほど8月までかかるというふうにおっしゃっていたのは、3月という前提のもとに何か想定をした数値から8月とおっしゃったわけですね。だから、そのあたりがもっと、8月が7月なのか、私は量的にはわからないんですけども、もうちょっと早くなるんじゃないかなというイメージですけども。

○山崎新エネルギー課長

すみません、これ念のため申し上げておきます。先ほどと同じでございまして、ここは決して、ここが長くなったからといって、仮にこれが10月になったからといって事業者さんに対して緩くなるという話ではなくて、あくまで幾つ来るかわかりません中で、一応お尻を示しておかないと、ということで。したがって、どちらかというと、もう書かないでもいいぐらいというか、この事務局提案で言うと、いつまでに申し込んでいただくかということがほぼ全ての要件であるということをお願いしたいと思います。

○山内委員長代理

ということで、原則皆さんご反対はわかりましたけれども、何名かの方に、ある条件をのめばということで経過措置についての受け入れ条件というのは提示していただきましたので、私としては、それを提示した上で、この経過措置を導入してはどうかというふうに思っております。

ということでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

3. 取りまとめについて

○山内委員長代理

それでは、議題1については以上でございまして、議題2、我々の全体の意見の取りまとめ（案）、これについて事務局からご説明をお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

それでは、資料2、本委員会で今までご意見、ご議論いただいたところを集約しました本委員会の今年度の最終意見（案）ということでまとめさせていただいてございます。

昨年度と同様、題名は「平成30年度以降の調達価格等に関する意見」ということでさせていただいてございます。

時間の関係上、これ今まで毎回毎回まとめていただきました資料のある意味そのまま基本的に抜粋、数字等はほぼ全て抜粋をさせていただいてございます。したがって、特に変わった部分、さらには今年度新たに講じた措置の部分を中心にご説明を申し上げたいと思います。

めくっていただきまして、まず「はじめに」でございます。「はじめに」のところ、今回の委員会でご議論いただいたフレームワークを改めて整理させていただいてございます。

まず、一番初めのパラグラフで、そもそも、先ほどもご議論いただきましたけれども、真ん中の辺にありますように、コスト効率的な導入、さらには下のパラにもありますが、さらなる導入のための環境整備もあわせて行っていくことによって、国民負担の抑制の両立を図りながら再生可能エネルギーの最大限導入を図るということで本委員会の立ち位置を設定させていただいていると、こういうことでございます。

2つ目のパラであります。今年度の委員会の特徴でございます。真ん中のあたりにあります。昨年4月に施行しました改正FIT法に基づく新制度の今年度は2年目になりまして、各電源について引き続き国際水準を目指してコスト低減に向けてさらなる取り組みの強化を図る。さらには、改めてリードタイムの長い電源は複数年度価格を設定しているわけですが、改めて向こう3年間の価格等を検討するという、こういう構えでご議論いただいたということでございます。

1個飛ばしていただいて、もう一つ目のパラも重要でございます。再生可能エネルギーの大量

導入と国民負担の抑制の両立、毎回ご議論いただきましたが、この調達価格等の設定だけでは実現できないと。特に系統制約の克服に向けて、既存系統の空きを最大限活用する柔軟な運用、さらには再エネ導入促進に資する系統増強等の費用負担のルールのあり方の検討と、こういったものがあわせて行われること、さらには政府によるコスト低減のための事業環境整備のもとで、国際競争力のある主体がしっかりと創出されていく、こういったことも期待されるということで、本委員会のみならず、他の審議会等において、こういったものがしっかりと検討されるということとを本委員会からも要請をすると、こういう形にさせていただいてございます。

以上、フレームワークでございまして、以下、各電源についてまとめてございます。3ページでございます。太陽光でございます。

「（１）現状と価格目標」は、今までご紹介をしているとおりでございます。

（２）で、まず家庭用太陽光10kW未満でございます。こちらは、まとめの部分が今回の特徴でございますので、今までの資料と同じでございますので割愛をさせていただきまして、8ページの④をごらんください。

8ページの「④まとめ」でございます。この10kW未満の太陽光発電の今年度のコストデータにつきましては、まずシステム費用については、昨年度から平均値はほぼ横ばいである一方で、トップランナーに該当する案件の費用は低減してございます。

運転維持費、余剰売電比率については想定値とほぼ同水準。設備利用率については想定値を若干上回りましたが、こちらは気象条件等による上下動があり得るので注視が必要ということとを踏まえ、結論でございます。今後トップランナーに該当する案件のコスト低減傾向が全体に波及をし、さらに安価で事業を実施できる案件が拡大する可能性があるということで、こうした動向を注視する必要があることから、今年度の委員会では、昨年度の委員会では、3年後の2019年度までの価格を決めていただいておりますが、2020年度の価格は決めず、今後のしかるべき時期に決定をすると、こういう結論にさせていただいてございます。この案でまとめさせていただいてございます。

続きまして、「（３）10kW以上」の事業用太陽光でございます。

まず1番「システム費用」でございます。システム費用につきましては、次のページ、9ページ目でございます。基本的には昨年度と同様、トップランナーの数字を1,000kW以上案件の上位25%の昨年度と同じトップランナーをとり、22.1万円/kWを採用するということで以前まとめていただいております。

「②土地造成費用」は、10ページにありますように、想定値を据え置き、③の「接続費用」につきましても想定値を据え置き、次のページ、11ページ目、「運転維持費」も想定値を据え置き

と、こういう案で議論いただいております。

「⑤設備利用率」の部分が新たにご議論いただいた部分でありまして、11ページの一番下のポツにごございます過積載が昨今進んでいるということで、2013年には107%であった過積載率が2017年にはさらに上昇して129%となっているといったような状況を踏まえて、どんどん過積載が進んでいるデータが今後出てくるだろうという、こういうことをごさいます。

12ページの1つ目のポツが基本的には結論の方向性であります、今までは設備利用率については平均値をとってきたということでありまして、そういった過積載が進んでいること、さらにシステム費用と同様の1,000kW以上の上位25%水準を見ると、実は全体の5から10%程度水準ではあるんですが、分布としてはその水準ではあるんですが、先ほど申し上げたように、急速に過積載が進んでいることを考えると、どんどん追い越してくるという、こういうことが考えられるということで、上位25%水準、いわゆるトップランナーの採用を、この設備利用率においても今年度から行うということかどうかということで17.1%を採用すると、こういう案でご議論いただいているということでまとめさせていただいております。

以上、太陽光でございます。

14ページ目から風力でございます。

風力、「現状と価格目標」でございますが、1ページ目というか、14ページ目は今までの現状の紹介の繰り返しでありまして、15ページ目、洋上風力発電。2つ目のポツであります洋上風力について、昨年度は定量的な価格目標を決めませんでした、欧州を中心に価格が陸上風力並みに大幅に低下していると、こういった現状を踏まえまして、着床式の洋上風力について、陸上と同様、2030年までに発電コスト8円から9円、こういった価格目標を新たに入れる、浮体式については状況を見ると、こういうことかどうかということでまとめさせていただいております。

続きまして16ページ目、20kW以上の陸上風力でございます。

こちらについて、まず資本費でございます。資本費は昨年度と同様、また接続費用について、また委員会でしっかりご議論いただきました。

17ページ目、まず定期報告のデータについても平均値、中央値とも下回っていると。ただ18ページ目、定期報告のデータは動いている過去のものだろうと、接続費用は最近増しているじゃないかということでありますが、直近、2016年4月から2017年3月までに接続検討の回答が来た最新のデータを広域機関が収集をし、その分析をしても、高額な案件を除けば、想定値を変える必要がないという、こういうようなデータになっていると。前回ご議論いただきましたけれども、改めて整理をさせていただいております。

ということで、19ページ目、想定値を据え置くこととしたという、資本費について結論でござ

います。

2つ目のポツで、冒頭の「はじめに」でも記しましたが、委員からご意見をいただきました風力発電以外の電源も含めて、接続費用の低減の方策、について関係の審議会等で議論を深めていくことが必要という指摘について、ここで改めて記載をさせていただいてございます。

続きまして運転維持費、こちらは想定値据え置き、20ページ、設備利用率でございます。設備利用率については、最新のデータは想定値が24.8%のところ、26.8%でございます。しかしながら、設備利用率は風況等の気象条件に左右される。さらには、その前の前の年については、それよりも高かった。高くなって低くなって上がっていると、こういうことでありまして、3年の平均をとり、25.6%を採用するということで改めてまとめさせていただいてございます。

「④リブレース区分」でございます。

リブレースについては、昨年度まとめていただいた方向と同様で、資本費について接続費用を差し引いた値を採用すると。その他は新設と同様ということでどうかという案を改めてまとめさせていただいてございます。21ページ目の上でございます。

続きまして、先ほどご議論いただきました20kW未満の陸上の小型風力でございます。ご議論いただきましたように、改めて丁寧にご説明しますが、20kW未満の小型風力については、昨年度の委員会において、先ほども委員からご指摘もありましたけれども、あらかじめ3年間の調達価格を定めず、今後データ収集を進め、今年度ですけれども、調達価格の見直しについて議論を深めるべきというふうに明示をされてございます。

その後、339件という導入がされ、データがそろってきたということ、さらにはヒアリング等でデータをさらに集めたということで議論が行える状況になったということでございます。

22ページ目でございます。そのデータはどうなっているかということ、資本費のデータは想定値どおりで低減傾向にない。さらに、運転維持費は想定値よりも高いということ、海外との比較でも価格が高いと、こういう状況が見てとれるということでございます。

23ページ目では、設備利用率、稼働率はどうかということ、想定値16.7%のところ、集まっているデータの中央値は7.6%であるということでございます。

小形風力発電協会からのヒアリングを行いました。23ページ目の上から2番目のポツでございますが、ヒアリングでは協会から2030年に30円/kWhを下回るといふ、30円/kWhというところを2030年の1つの目標値としているという提示がされました。この価格というのは、現時点では一般的な用途として自立を見通すことは困難という、こういうことでございます。

FIT制度の趣旨としては、将来的には自立をするというところを目指してやっているということでありまして、ただいまご議論いただきましたけれども、小型風力発電というのは自家消費、

防災用、離島等での活用といった特殊用途としてF I T制度外で進めていくことに大変意義があると。こうした用途を中心に小型風力発電産業が今後発展していくことが期待されるということです。

一方で、F I T制度ということの適用対象として見ると、F I T制度からの自立化が困難であり、55円といった高価格の認定を行い続けることは適当と言えず、20kW以上の風力発電と同じ区分でやれる、そういった案件は引き続き支援をすると、こういうことでどうかということでもとめてございます。

経過措置については、先ほどご議論いただきました。

(4) でございます。洋上風力でございます。

洋上風力につきましては、2つ目のポツにありますように、こちらでも改めてご議論いただきましたけれども、港湾で進んでいる。一般海域については、現在、海域利用ルールの検討が行われていると、こういうことでございます。

こうした中、東北の募集プロセスにおきましてポテンシャルが顕在化しているということで、ヨーロッパでも進んでいるということで、入札制度の可否についてご議論いただいたということで、25ページ目でございます。上から2つ目のポツ、洋上風力については、このポテンシャルを見ると、F I T認定が増加する十分な蓋然性がある。さらには、欧州の例などを見ると、入札制度を導入して、コスト低減といったものが見込まれるということでありまして、最後のポツでございます。以上を踏まえると、ポテンシャルのより大きな一般海域の海域利用ルールが整備されれば、競争環境が成立すると。したがって、この開始に合わせましてルールが適用される案件について入札制へ移行するという案で取りまとめていただいております。

26ページ目、ではルールに移行しない案件、それ以外の案件については、次のポツにありますように、ルール整備の状況、さらには入札制への移行可能性も含めて改めて議論することとしまして、2020年度の調達価格を算定、決定しないと。

次のポツでありますけれども、一方で、浮体式については想定値を据え置くと、こういう案でもとめていただいております。

27ページ目、地熱でございます。(1)は「現状と価格目標」でございまして、状況の説明、(2)、地熱は2つの区分がございます。1万5,000kW未満と1万5,000kW以上、この両区分あわせてコストデータを検証しますと、29ページ目をごらんください。29ページ目の下から2つ目のポツ、コストデータが非常に少ないということでありまして、引き続きコストの動向を注視する必要があるため想定値を据え置きという、こういう案でもとめてございます。

なお書きでいただきました、今回いただきました議論でありまして、事業者ヒアリングで1万

5,000未満に案件が集中するという、こういう状況で、要は地下資源等に合わせた適切な開発が難しくなっているという指摘がございました。こういったことを今後本委員会においてもしっかりと注視をしていくということを追記させていただいてございます。

30ページ目、中小水力発電でございます。「現状と価格目標」は今までご提示しているとおりでございます。

(2)、まず200kW未満及び200kWから1,000kW未満の区分、この2つの区分についてでございます。

めくっていただきまして、33ページ目がまとめでございます。それぞれ案件による分散が大きいということから、2020年度は想定値を据え置きという案でご議論いただいているという理解でございます。

33ページ目から、残りの区分です。1,000kW以上5,000kW未満、さらには5,000kW以上3万未満の区分でございます。

めくっていただきまして、35ページ目、③が「まとめ」でございます。

こちらでも得られているコストデータが少ないので、2020年度は想定値を据え置くという、こういう方向でご議論いただいているという理解でございます。ただ、なお書きでご議論いただきましたF I T制度開始後、とりわけ今年度追加されたコストデータが想定値よりも低いと。年を経るごとに低くなる傾向にあるということで、この傾向について今後その動向を注視する必要があるということを追記させていただいてございます。

「(4) 既設導水路活用型」でございますが、こちら36ページ目のポツにありますように、コストデータが少ないため想定値据え置きと、こういう案でご議論いただいているという理解でございます。

続きまして、電源としては最後、37ページ目、バイオマス発電でございます。バイオマス発電につきましても、本委員会で本年度は多くの時間を割いてご議論をいただいたところでございます。

「現状と価格目標」。38ページ目、(2)をごらんください。こちらからが論点でございます。

まず、F I T認定量が急増した一般木材等バイオマス発電の取り扱いということで、前提として何度か出ていた図でありますけれども、1,300万を超えたということでありまして、その中でもとりわけ濃い青の部分。とりわけ一般木材等バイオマス発電のF I T認定量は急増しているという、こういうことでございまして、議論をいただいたということでございます。

②でございます。まず、この前提として3年間の価格を決めたということとの関係といたしまして、多くの時間を割いてご議論いただきました。38ページ目から39ページ目にかけて、

まずF I T法第3条第1項と39ページ目、F I T法第3条第10項の解釈というものを本委員会で確認をしていただいております。

39ページ目の下にありますように、まずF I T法第3条第1項については、今後認定する案件の調達価格等について、想定していなかった変化に対して下半期の調達価格等を改めて設定できるということが書いてある規定だろうと。

後者は、既にF I T認定を受けて価格が決まっている、その価格について事後的に生じた経済事情の著しい変動等を理由に変えることができると、こういう規定だということで、以上を総合すると40ページ目、この法の定めるこうした条件を満たさない限り、当然一度告示した調達価格等を変更することはできない。けれども、次のポツであります、条件を満たす場合には、このリードタイムが長い、こういった電源についても当てはめることができるといったことを確認していただいております。

ということで、では一般木材等バイオマスはどうかということで、40ページの下にありますように、当初想定していたところから著しい乖離を生むおそれがある急激なマクロ変化が生じているか、さらには、その影響が国民負担に対してどの程度大きいのかといった事情が認められるかと。そういった認められる場合に限って既に決めた価格を変更することができるというふうに考えるべきではないかという整理のもとで、41ページ目、それが該当するというので、2018年度、19年度の調達価格等について改めて設定をするべきだというふうにいただいております。

続きまして、こちらも多くの時間を割いてご議論いただきましたパーム油等のバイオマス液体燃料の取り扱いでございます。

パーム油等につきましては、ふえた認定件数の中で、件数ベースで約5割、さらに出力ベースで4割がパーム油を含む案件になっているということですが、41ページ目の下にありますように、発電方式が蒸気タービンとディーゼルエンジンで異なるといったことも含めて、コスト構造の大きな違いがあるということがわかったということで、42ページ目であります。バイオマス発電の区分については、今まで一緒でありましたが、パーム油等のバイオマス液体燃料については別の区分を設定するべきであるというのをまず前提とさせていただきます。

まずそこをまとめさせていただきまして、その後のこの区分にバイオマス液体燃料というところについては、真ん中辺にありますけれども、バイオマス油脂も含めた全てのバイオマス液体燃料を「バイオマス液体燃料区分」として一体的に扱うこととし、その上で、今後想定していなかったものが出てき得るということで、下にあります、来年度以降に新規認定するものは、まずパーム油を利用するものに限り、想定していなかったものが出てきたときに、その都度、本委員会においてコストデータ等を含めた適切な区分について議論をする。今年度まで申請をされている

もの等については、引き続き支援対象にすると、こういった整理で改めてまとめさせていただいてございます。

その上で入札制でございます。このバイオマスについて、一般木材等バイオマスの区分について入札を入れるかどうかというのを議論する段階にあるということでありまして、43ページ目でございます。十分なF I T認定件数を有すること、コスト低下のポテンシャルが見込まれることを踏まえまして、下から3個目のボツでございます、2018年度から入札制に移行するという方向で改めて取りまとめの案をつくってございます。

43ページ目の下からですが、まずバイオマス液体燃料以外、主に木の部分でありますけれども、では、まず規模はどれにするかということで44ページ目でございます。5,000kW以上で94%、出力ベースで99.9%、1つ5,000kWというのが閾値であると。2万というのも発電効率が高いと認められる閾値でもあると。

一方で、次のボツにありますように、バイオマスについては、「我が国の貴重な森林を整備し、林業を活性化する役割を担うことに加えて、地域分散型のエネルギー源としての役割を果たす」とエネルギー基本計画でも掲げられてございます。こういった比較的小規模な案件への配慮ということの観点が必要ということを総合いたしまして、バイオマス液体燃料以外の木の部分の一般木材等バイオマスについては、バイオマス比率考慮前で1万kW以上の案件を入札に移行するという、こういう方向で改めてまとめてございます。

では、液体燃料どうするか。44ページ目の下でございます。液体燃料のほうは、比較的小規模な案件でも出ているということでありまして、規模にかかわらず、競争環境が成立しているとみなされることから全規模で入札制に移行すると、こういう案で改めてまとめさせていただいてございます。

45ページ目、4)、既設のバイオマス発電の取り扱いについてもご議論いただきました。まず前提として、1つ目のボツにありますように、既設の火力設備を利用・改修して行うバイオマス発電事業は、基本的にはF I T制度の買い取りの対象外とされていることをまず確認していただいた上で、実質上、新設とみなせるような案件というのを極めて限定的に定義をして、それを新設として扱ってはどうかという、こういう方向でご議論いただいております。

46ページ目、具体的には、使用する燃料を液体から固体に改める、バイオマス専焼へ転換するもの、主要な電気設備を全更新するといったような要素を満たすものであれば、新設と同等の投資とみなすことができると、こういった整理をしていただいております。

バイオマスにつきましては、調達価格以外の部分についてもご議論を多くいただいております。

まず燃料の安定調達の確保、46ページ目でございます。燃料の安定調達の確保については、47ページ目の上の2つのポツでありまして、現在も認定で確認をしていますが、その認定の方法を改めて見直す必要があるということでありまして、2つ目ポツ、「具体的には」であります、輸入材につきまして、国内商社等の安定調達契約書等だけではなくて、現地燃料調達者等との安定調達契約書等をまず確認すると。さらに、持続可能性を引き続き確認するとともに、パーム油の案件が相当数あることを踏まえて、パーム油等の液体燃料の持続可能性についても、RSPOなどの第三者認証によって確認すべきだという、こういうことでございます。

さらに、その下のポツでございます。その際、サプライチェーン認証まで求めることが適当であるといった、前回ご議論いただいたことをこちらで改めて書かせていただいております。

次のポツであります、以上については、既認定案件も含めて対象にするということですが、こちらについては、施行日より1年に限って経過措置期間を設けることが適当だと、ということで改めてまとめさせていただいております。

48ページ目の箱の下のポツに、特に前回、前々回にご議論いただいた内容について整理をして、追記をしております。

バイオマス液体燃料を中心に、既に認定された案件数に照らしますと、この燃料の安定調達・持続可能性を確保できないおそれ、さらに食用を含む他用途での利用者への悪影響のおそれ、これを複数の委員からご指摘いただきました。したがって、まずは来年度の入札結果を注視し、その動向を見きわめる。これが重要ですが、この入札の実施と並行して、気候変動の観点も含めて関係省庁と連携し、実態調査を行いつつ、使用されている燃料の安定調達・持続可能性や他用途での利用者へ著しい影響を及ぼさないという条件を満たしているか確認する適切な方法を検討していくことが必要だということで前回いただいたご議論をまとめてございます。

「2）未稼働案件の防止」についてもご議論いただいております。

49ページ目の3個目、下から2個目のポツであります。認定日から一定期間内に設備の発注等が行われていることを既認定案件について求めるということで、認定から2年以内に設備の発注をするということを確認するというところでどうかということでございます。

49ページ目、新規につきましては、先ほどもご議論いただきましたが、運転開始期限を4年というふうに設定をするということで、そういう意味では、設備の発注期限というのは新規については運転開始期限に溶け込ませて考えるということで、設定しないでよいのではないかとということでございます。

50ページ目、「バイオマス発電事業継続の確認」でございます。

2つ目のポツの下から3行目、調達期間終了後にもバイオマス燃料を安定的に調達し、バイオ

マス発電事業を継続することについて認定時に確認を行うということをご議論いただいております。まとめてございます。

51ページ目、「木質等バイオマス発電」、一般木材の部分の入札に行く、主に木の大規模のところ、さらには液体については全区分についてご議論いただきましたが、その他の木質のバイオマス発電についてまとめてでございます。

3つ目のポツでございます。1万kW未満のバイオマス発電については、2019年度、20年度と、複数年の価格をどう設定するのかということが議論になるわけですが、入札に移行するということも含めまして、1万kW未満についても2019年度、20年度の価格は設けないという、決めないという、こういうことをまず確認いただいております。

したがいましてご議論いただいたのは、まず一般木材等の液体以外の木の部分の1万kW未満の来年度の想定値と、それ以外の部分についての2020年度の想定値、こちらを検討していただいたと、こういう形でございます。

まず資本費については据え置き。52ページ、運転維持費についても動向を見ると据え置きと。53ページ、燃料費についても想定値据え置きと、こういうご議論をいただいております。

以上が木、今まで「一般木材等」と言っていた部分でございますが、続きまして一般廃棄物その他バイオマス発電につきましては、54ページの下からまとめてございます。資本費、運転維持費とともに案件の分散が非常に大きいということから想定値を据え置きという、こういう案でご議論いただいております。

(5) メタン発酵のバイオガス発電でございます。

まず資本費につきまして、想定値を据え置きでありますけれども、3つ目のポツでございます。既に導入した設備は、立地条件上、通常必要な設備が不要となっているケースが多いと。今後必要となる費用が増加する可能性も含めつつ、その実態を検証する必要があるという、昨年度とちょっと違うご指摘をいただいているということで追記をさせていただいております。

「②運転維持費」でございます。運転維持費については、コストデータが少ないということ、さらに導入間もない案件が多いということから据え置きということでございます。

(6)、前回もご議論いただいた「利潤配慮期間終了後のIRRの扱い」でございますが、ここで確認をいただいているのは、基本的には原則なくすと、配慮期間を終了したものはなくすということだけれども、他方で認定量の急増が見られないということから、今後、引き続き注視すると、こういう案でご議論いただいておりますので、改めてまとめてございます。

Ⅲがそれを踏まえた結論になります。

Ⅳでございます。入札制度について関連するところをまとめてございます。

まず、今年度の入札結果の検証を1ポツでしております。

59ページ目、「2. 来年度の入札」でございます。

まず、「各電源に共通の事項」として、①といたしまして、まず「入札実施スケジュールとFITの認定取得期限」ということでございます。60ページの表が集約したものになります。来年度は、太陽光の第2回と太陽光の第3回を行う、バイオマスの第1回を行うということになります。太陽光の第2回については、事業計画の受け付けの締め切りを5月31日に設定し、入札の募集開始を8月10日、締め切りを24、結果の公表を9月4日にするという前半戦のシリーズと、第3回につきましては、事業計画の締め切りを9月10日にし、バイオマスについても入札の募集を11月22日、締め切りを12月7日、結果の公表を12月18日にとすると、こういうスケジュールでどうかということでございます。

この前半戦にありましたものも含めまして、認定の取得期限を3月29日にとすると、こういう案でどうかということでございます。

60ページ目、「上限価格」でございます。上限価格につきましては、太陽光の第1回をやった、この結果を踏まえまして、第2回、第3回、さらにはバイオマスの第1回について上限価格を非公表とし、開札後に公表すると。では、その上限価格をいつ設定するかということで、いずれの回についても入札募集開始までに決めることとすることとどうかと。ここについては、ご議論いただいたときには、太陽光の第2回とバイオマスの第1回を今年度中に決めるという案で提示をさせていただいていましたが、改めてなるべく近いところで設定をしたほうが、より市場の動向等を反映できる状況であるということではないかということで、太陽光第2回については8月10日まで、後半戦については11月22日までに決めるということとどうかという案にさせていただいてございます。

続きまして、61ページ目、保証金の扱いでございます。まず保証金の金額を見直すべきじゃないか、上限を設けるべきじゃないかという議論がございました。これについては、金額も変えない、上限も設けないということが適当ではないかというご議論にさせていただいてございます。

2) 没収事由でございます。没収事由につきましては2つの論点がございます。

1つが前回提示をして、定めていただきました62ページの1つ目のポツにありますが、「事業者が自ら定めた運転開始予定日を超過して運転開始しなかった場合」に保証金を没収するという、この取り扱いについてでございますが、今回の結果を見ると、事業者さんは非常に長い運転開始期限を予定して提示をしているということで、これはほぼ意味がないという、こういうことではないかというご議論をいただいております。

したがって、62ページ目の下から2つ目でございます。「事業者が自ら定めた運転開始予

定日を超過して運転開始しなかった場合」という没収事由を削除するという事でどうかという案でございます。

62ページ目、こちらのほうがメインでございますけれども、保証金の没収のリスクをとれないために入札を回避する例がふえたという、こういったヒアリング等の結果を踏まえた対応案でございます。

63ページ目の2つ目の段落、1つ目のポツ、「したがって」以降が案でございます。

認定取得期限までに認定取得できなかった場合に、落札者決定は取り消すけれども、第2次保証金は即時没収とはせず、当該認定取得期限、すなわち年度末の取得期限の経過後、最初に翌年度最初に実施される入札に参加し、さらに、それ以下の価格、今まで出した価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り、保証金として再度充当することができるという案が適切ではないかというご議論をいただいております。

「3）不可抗力事由」、これも2回にわたってご議論いただきましたが、結論としましては、まず激甚災害としまして、64ページ目、直接かつ物理的な損害が生じていることを要件とした上で、当該損害がまさに出力の減少等をせざるを得ないという程度のものであるか否かを個々の案件ごとに確認をするということでどうかという、こういう案でございます。

65ページ目では、太陽光の入札の量でございます。3つ目のポツであります。

来年度第1回目、すなわち全体の第2回目の入札は250MW、第3回の入札量につきましては、原則250MWとした上で第2回の入札が250MWを下回った場合は、その量にすると、こういう案でございます。

66ページ目、バイオマス発電の入札、どうするかと。入札対象規模については先ほど追記したとおりですが、木材、木のほうは1万、バイオマス比率考慮前量の大きさを1万kW以上、さらにはバイオマス液体燃料は全部ということであります。

来年度の入札量につきまして数回にわたってご議論いただきましたが、全体で200MW、66ページの下から2つ目のポツであります。液体燃料以外で、導入量の割合で基本的に決めて、液体燃料以外で180MW、液体燃料を20MWとすることでどうかということでございます。

ただ、この入札量の設定につきましては、ここにありますように、①入札資格の審査においては燃料の安定調達と持続可能性を確認する、②資本費は低く、燃料費は高いというコスト構造を踏まえた適正な上限価格を設定すること、③来年度以降の入札量の設定については、来年度の結果を踏まえて改めて検討することを前提とするというご議論をいただいております、こちらに明記をさせていただいております。

③でございます。こちらは若干テクニカルな話ではありますが、認定後のバイオマス比率が変わ

ってしまうということをどうするかということでありまして、まず1) でありまして、バイオマス比率が増加するところは国民負担との関係で避けなければならないということで、1つ目のポツにありますように、認定時の一般木材等バイオマス比率考慮後出力相当分。要は最初に決めた分を上限とし、それ以上はF I Tの対象にならないと、こういう案でございます。

2)、減った場合はどうするかと。68ページの上でございますけれども、20%以上減少させた場合は取り消し、20%未満の減少については2次保証金を没収した上で継続は認めると、こういう案でございます。

最後、石炭混焼の扱い、68ページ目、④でございます。

石炭混焼についても、多くご議論いただきました。69ページ目の上から2つ目でございます。基本的にはバイオマス発電部分については、混焼割合にかかわらず、同一のコスト構造になる一方で、例えば20万kW以上の案件は、おおむね10%以下のバイオマス比率であったり、そういったところで、発電コスト、発電所全体での発電コストを機械的に試算すると、低コストで事業を実施できているという計算結果になるといったようなことを踏まえて、引き続きコスト動向を注視すると。

最後のポツでありますけれども、まずバイオマス入札初年度となる来年度入札結果を注視、例えば落札案件の大半を大規模な混焼案件が占めるといったような事態が発生した場合には、しっかりとその方向を今後考えていくと、こういうことでございます。

70ページ目が最初にご議論いただきました「運転開始期限を超過した場合の取扱い」、これは「P」としていただいておりますが、先ほど取りまとめていただきましたが、最後のポツでございます、調達期間を調達期間分だけ月単位で短縮する対応ということで改めてまとめさせていただいてございます。

以上、今年度のご議論いただいた内容について、意見案として取りまとめさせていただきました。ありがとうございます。

○山内委員長代理

どうもありがとうございました。それでは、この取りまとめ案について、皆さんのご意見を伺いたいというふうに思います。

基本的には、これまでご議論してきたことをまとめたわけでありますので、大きな問題はないかなとも思いますけれども、何かご意見ありましたらご発言願いたいと思います。

○山地委員

内容については、今まで議論してきたことを取りまとめておりますので、表現ぶりも大体確認できるところは確認しましたが、これで結構かと思っておりますけれども、ちょっと今後のこともある

ので、少し要望を含めて申し上げたいと思います。

まず、例えば3ページ目のところの太陽光発電、これは住宅用ですけれども、にもありますけれども、F I Tの認定量の棒グラフをいつも出してくれているんですけれども、太陽光と特にバイオマス——バイオマスは混合かもしれませんが、改正F I T法による認定失効分というのがあるわけですね。そのデータも、これ時間のずれがどうしても出てきてしまうのは理解していますけれども、その部分も出してくれると見やすいなど。この前1,600万とかというのがございましたけれども、その部分もかなりありますので、そのあたりのデータも見えるような形でできるだけ工夫していただきたいということが1つ。

あとはそんなにはないんですけれども、例えば、これも例ですけれども、55ページ、メタン発酵バイオガス発電、これはこの委員会でも私発言したと思いますが、今回、参考59図というので想定値を据え置くと。ただ、その上のところに、「その実態を検証する必要がある」。こういう表現、ほかにも出てきますけれども、これ表現だけじゃなくて、きちんとフォローしていただきたい。ちょっと当たり前のことを申し上げて恐縮です。

それから、あとは60ページ、入札のところの上限価格ですけれども、これはご説明の中でもおっしゃいましたけれども、太陽光第2回について、年度内に上限価格をという話だったのを、特にあの場で余り異論が出なかったけれども、最終的取りまとめでその範囲を切って、もうちょっと募集開始までということと少し後ろにずらすと。私、それ自体は結構だと思うんですけれども、ちょっと議論しなかったものですから、ある意味これでよろしいということを確認したいと思います。

それからもう一つは、これも太陽光発電の入札ですけれども、65ページのところに対応するんですけれども、1回目、余り落札案件なくて、しかも、その後保証金問題等多分絡んで、残ったのは大分少なかったと。あと来年度2回やるわけです。しかし、入札3回分はある意味試行的位置づけでやるということでしたよね。だから、これは対外的メッセージでもあるんですけれども、だから、入札の制度については今後も試行の結果を見て、いろいろ調整していくんだと、そういうメッセージがちゃんと発信でき、まあ、これは丁寧に読めばわかるんですけれども、そういうメッセージが入っているんだと。

その中に、余りそういうところを具体的に言うとあれなんだけれども、今2MW、2,000kW以上を対象にしているわけなんですけれども、その区分、規模ももうちょっと範囲を広げるとか、そういうこともあり得るんだというようなこと、私はどちらかというとそういう方向で、入札という制度はより有効に利用したいと思っていますから、そういうメッセージが、現状で変えろとは言いませんけれども、そういうことが含まれているんだということを私は認識しているということを

追加的に申し上げたい。

それ以外は特にございません。

以上でございます。

○山内委員長代理

ありがとうございます。

辰巳委員、何かございますか。

○辰巳委員

ありがとうございます。大体お話し合いをした結果を非常に丁寧に書いてくださっていて、自分でも、あっ、こういう話、確かにしたなというのがよくわかるようになっているというふうに思っております。

特に気にしておりましたバイオマス関係なんですけれども、今回、液体燃料という形で分けて、特に今回はパーム油のことなんですけれども、例えば、48ページなどに、現状最大限できることを基準とするけれども、今後まだまだこれでは不十分かもしれない。私は不十分だと申し上げたもので、そういう点も含めて書いてくださっていて、「確認するための適切な方法を検討していきます」というふうに書いてくださっております。だから、それを本当にきちんと検討していただきたいなというふうに思っております。書いておけばおしまいじゃなくて、形にしているっていただきたいなというふうに思います。

それから、あと例えば石炭混焼のお話なんかも、私自身はまだまだ気になったままであるわけで、大きなもので、まあ、入札に入るんでしょうけれども、1割ぐらいのバイオマスしか使っていない、逆に見たらばね。こういうようなものもあり得るところで、やっぱり世界の情勢としては石炭を減らしていくというのが明らかなのに、このFITの陰に隠れて見えない石炭がふえるというふうなことがもし起こったときには非常に困るなというか、私はこの委員としてかかわった立場上、困ると思います。だから、そのあたりもきちんと入札の状況を見て、結果を見てから、また再検討しますと。今回は、とりあえずこの形で、というふうに書いてくださっているので、本当にきちんと検討していただきたいなというふうに思っております。

あとバイオマスというのは、自然からとれる素材を原料にしておりますもので、持続可能性というのも非常に重要で、一応宣誓してもらおうというふうに、最初の時点で、認定案件を受ける時点できちんと言われている分量を確保しますということの宣誓をお願いするという形で認めることにはなっているんですけれども、20年という期間がとても長いので、その間に山の状況、あるいは海外の状況がどう変わるかわからなくて、私としては不安は少し残ったままでございます。

だから、そのあたりも常にチェックしながら、バイオマスが当初の認定時の申請どおり運営さ

れていくのかどうかというのをチェックしていく。だから、コストを決めるだけではなくて、認められて導入していったものに関しても、きちんと後を追っかけていただきたいというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○山内委員長代理

ありがとうございます。

では、高村委員をお願いします。

○高村委員

ありがとうございます。

この間の議論をまとめていただいておりますので、基本的にこの内容について異論はございませんで、幾つか先ほど山地委員のご指摘とかぶる点もあって、技術的なところで幾つかのお願いと、あと政策的な今後の課題として二、三申し上げたいと思います。

1つは、山地委員がおっしゃった失効案件の件、これはぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、山地委員がおっしゃった試行期間の言及もぜひお願いしたいと思っておりますが、多分規模をどこまで拡大するか、どこまで試行期間の中でやるかという議論の余地は必要かと思いますが、少なくともこの2年間は試行期間という位置づけであるということは明記をしていただくのがよいと思います。

テクニカルな点でもう一つ、53ページのところであります。これはこの報告書、今の報告書を修正していただくということではありませんで、来年度以降の検討の際に、データを含めて出していただければと思いますのは、燃料費についての経年の変化でございます。この間の議論でかなり多くの一般木質のバイオマスの認定があり、稼働する可能性があるということが燃料費にどう返ってくるかというのを恐らく足元で見る必要が、経年の変化で見る必要があると思っております。これは来年度の委員会のところで検討の際にはデータを出していただくことをお願いしたいというふうに思っております。

政策的なところで二、三申し上げたいと思いますが、今回2ページ目のところで大変ありがたいと思っておりますのは、調達価格の算定委員会の中で、できるだけコスト効率的な再エネの導入ということで価格の議論をしてきている一方で、系統を初めとする導入環境整備をきちんとやることがさらにコスト低減を進めていく。特に発電事業者さんの手の届かないところ、その部分の導入環境整備をきちんとするということを明確に書いて、要望として書いていただいているところについて大変ありがたいと思っております。

これは繰り返しになりますが、山地先生が座長をやられている委員会のところでも今系統制約

の議論をしておりますけれども、それを初めとして諸制度が再エネコストの低減と促進の観点から、きちんと検証されて見直されるということを強く要望したいと思います。

それから、2つ目でありますけれども、これは辰巳委員がおっしゃったことにもかかわりますが、パームオイルなどパームバイオマス液体燃料を含む一般木質バイオマスについて、46ページ以下のところで、かなり丁寧に議論を反映して書いていただいていると思っております。

認定基準に照らして、燃料の安定調達、他用途への影響もそうですが、燃料の持続可能性、これは合法性も含む持続可能性でありますけれども、特にパームオイルに関して、バイオマス液体燃料に関しては、セグリゲーションを含む非常に高い持続可能性を求めているということを明記していただいているということ、大変重要な点だというふうに思っております。

同時に、この報告書にも書かれておりますので報告書の文案を変えていただきたいということではございませんけれども、これを具体的に、既設案件も含めて燃料の持続可能性が確保できているかということをきちんとルール化し、運用していただくということが重要だと思っております。

事業計画ガイドラインはもちろんでありますけれども、例えば、この中にも指摘がされておりますが、燃料の報告、確認を求める、検証を求めるのをどうするのか。あるいは認証と言うけれども、どういう認証を求めるのか。これは発電事業者さんにとっての透明性という観点からも非常に重要だというふうに思います。

それから、食料用途も含めたマクロの影響をきちんと見ていくということが非常に大事だと思っております。個別の案件の燃料の安定調達、他用途への影響だけでないマクロの影響を今見なければならぬ段階まで来ていると思いますので、そうした点についての検討、それから今回、主にパームオイルの話をしてまいりましたが、その一般木質、あるいはPKS等についてもどういう持続可能性の確保が可能かといったような将来的な検討課題もあると思っております。

そういう意味で、今回の報告書をもとに、先ほど言いました事業計画ガイドラインを含むルール化と、そのための制度の準備というものをお願いしたいというふうに思います。

最後でありますけれども、これは今というよりも今後の検討課題ということでありますが、先ほど議論がありましたけれども、1つの価格を決定して、認定していくFITの仕組みの中で、駆け込み対応というのは非常に常に頭を悩ませているところだというふうに思っております。これは、事業の熟度が十分でない。熟度というのは事業採算性もさることながら、地域ですとか、あるいは諸事情を考慮した形での事業の形成ができていない段階のものが申請され、認定される可能性も含めて、どうしても価格の見直しは行われるわけでありまして、駆け込みというのをどういうふうに対処していくかということは今後の課題として、制度の課題としては検討が

必要のように思っております。

以上です。

○山内委員長代理

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

貴重なご意見をいただきました。ただ、内容については、もう既に議論しているところでございますので、それほど大きな、何かご異論があったというふうには伺っておりません。

ただ、今3名の委員の方が発言された内容については非常に重要でございますので、これは事務局のほうで受け取っていただいて、F I Tの価格決定もそうですけれども、それ以外のところでも施策として反映していただくということをお願いしたいというふうに思います。

それでは、この案につきましては、先ほどの取りまとめを含めましてご異議なかったというふうな形でよろしゅうございますでしょうか。ただ、具体的な先ほどの経過措置等の反映につきましては、大変恐縮でございますけれども、私のほうにご一任をいただいて、基本的な、重要な点についてはまたご確認させていただきますけれども、そういう形で進めたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、意見書の案がご議論収束していただいたということでございますので、平成30年度以降の調達価格及び調達期間に関する委員長案というのを、これは事務局のほうに私のほうからお願いして作成していただいておりますので、まずこれを配付していただきまして事務局からご説明を願いたいと思います。

(委員長案の配付)

○山崎新エネルギー課長

それでは、傍聴の皆さんも含めて、ほぼ行き渡った様子ですので、ご説明を開始させていただきます。

ただいま委員長からご指示を受けまして、この意見書に沿いまして価格及び期間、主に価格でございますが、についての具体的な数字についてのご説明でございます。

まず1ページ目をごらんください。太陽光発電の10kW以上でございます。

2017年度、21円/kWhであったところ、この意見案の取りまとめの方向で計算をしますと、18円/kWhとなります。諸元は先ほどご説明したとおりでございます。

2ページ目をごらんください。

陸上風力発電の2020年度の価格は、先ほどの意見案の内容を計算いたしますと、18円/kWhとな

ります。注で書かせていただいておりますが、20kW未満の風力発電は2018年度より20kW以上の調達価格等と統合するということでございます。

③でございます。同じく、この陸上風力発電（リブレース）でございます。接続費を差し引くという、その計算方法をそのまま反映しますと16円/kWhということで、これは四捨五入の関係でございますが、四捨五入すると、2019年度と同じ額になるということでございます。

下の④、その他でございますが、一般木材等（バイオマス液体燃料以外）、木の部分、さらにはバイオマス発電の1万kW未満の部分については、2018年度の調達価格及び調達期間を2017年度から据え置く。さらには洋上風力の浮体式、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電（一般木材等以外）であります。2020年度の調達価格及び調達期間を2019年度から据え置くと。こちらで諸元及び額の全体像となっているということでございまして、以上をまとめますと3ページ目以降でございます。

まず太陽光でございます。10kW未満の太陽光は2020年度の価格を決めないということでございましたので、昨年度お決めいただいた内容から動いていないと、こういうことでございます。

10kW以上の太陽光につきましては、下の注にありますように、2MW以上、2,000kW以上は引き続き入札によって調達価格が決定するというところでありますが、2018年度のそれ以外の2,000kW未満のものについては18円プラス税と、こういう形でございます。

4ページ目をごらんください。風力でございます。

陸上風力については先ほどお示したように、2020年度のリブレース以外の風力が18円プラス税、リブレースが16円プラス税ということでございます。

洋上風力の着床式については、一般海域の海域利用ルール整備に合わせて、ルールの適用される案件は入札制に移行。それ以外の着床式については、2020年度の価格を定めません。浮体式につきましては2020年度36円プラス税と、こういうことでございます。

5ページ目、地熱でございます。地熱については、全ての区分におきまして2020年度の価格を据え置きと、2019年度から据え置きと、こういうことでございます。

6ページ目、中小水力発電でございます。

こちらにつきましても、全ての区分におきまして2020年度の価格を2019年度までの価格を据え置くと、こういうことでございます。

最後、バイオマス発電でございます。

バイオマスにつきましては、上の箱でございますが、一般木材等の、まずバイオマス液体燃料以外の1万kW未満につきましては、来年度、2018年度が24円据え置きと。それ以降の価格は定めないと、こういうことでございます。

星印にありますように、一般木材のバイオマス液体燃料以外の1万kW以上、さらにはバイオマス液体燃料の全規模は入札によって来年度から調達価格を決定すると、こういうことでございます。

それ以外のバイオマス発電の全ての区分につきましては、下の表にありますように、2020年度の価格を2019年度から据え置きと。

以上が、本意見案に沿いまして機械的に計算させていただきました価格でございます。

以上でございます。

○山内委員長代理

どうもありがとうございました。

それでは、調達価格及び調達期間に関する委員長案でございますが、これに対してご意見、ご質問をお願いしたいと思います。改めて全体を通してのコメントでも結構でございますので、ご発言があればお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、調達価格及び調達期間に関する委員長案を本委員会の案として決定することについてご了承いただけますでしょうか。

なお、2ページのところにあるんですけれども、先ほどの小型風力発電に関する経過措置について、この米印の2行目、その取り扱いを追記することということとしたいと思います。この具体的な反映の方法については、先ほどの内容でございますので、私のほうにご一任いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今後はこの意見書を尊重する形で経済産業大臣が平成30年度以降の調達価格の案を作成し、関係省庁へ協議、あるいはパブリックコメントを実施すると、こういうことになります。

仮にこのプロセスの中で大きなご意見等がございまして大幅な変更が必要だということになった場合には、皆様に再度ご議論いただくということになりますが、そうなった場合には改めて事務局からご連絡させていただきます。

以上が私のほうの取りまとめでございますが、事務局、最後に高科部長より一言お言葉いただけるということでよろしくお願いいたします。

○高科省エネルギー・新エネルギー部長

まず初めに、山内委員長代理初め、委員の皆様におかれましては、昨年9月から本日まで計7回にわたりまして、大変密度の濃いご議論をいただきましたことに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

再エネにつきましては、国民負担を抑制しつつ最大限の導入を図っていくということが政府の

基本方針であります。こうした中で再エネを我が国の主力電源としていくためにはコスト効率的な導入を強化していくことが大変重要であります。

このための取組の一つが、まさにこの委員会でご議論いただきました国際水準に追いつくための適切な調達価格の設定や事業者間の競争を促す入札制度の設計などでございます。いただいたご意見をしっかりと受けとめまして、制度に反映してまいりたいと考えております。

それから、高村委員からもご指摘ありましたけれども、再エネの導入拡大に当たりましては、発電コストの低減以外に系統などの制約の克服、そういったことも重要な課題となってまいります。

昨年12月に山地委員長のもと、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会を設置いたしまして、こうした課題も検討を始めておりまして、この春を目途に中間取りまとめを予定しております。

この委員会でも系統の問題についてご指摘を頂戴しておりまして、こうした論点についてもこの小委員会の中でご議論いただいて、決定事項についてはスピード感を持って実行に移していきたいと考えております。

委員の先生の皆様におかれましては、引き続きさまざまなお立場からご助言、ご指導を頂戴できれば幸いです。ご尽力に改めて御礼申し上げ、ご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○山内委員長代理

ありがとうございました。

最後に、私のほうからも一言皆さんに御礼を申し上げたいと思います。

今年の調達価格の決定も幾つかの大きな問題が登場いたしまして、それについて皆さんの、これはいろいろなご意見いただきました。今日こういう形で取りまとめに至ったことについては、本当に皆様のご協力ということだと思いますので、どうもありがとうございました。

FIT法は、たしか震災の年に閣議決定して法律ができた。それで、山地先生といつも言うんですけれども、そのときはもっとシンプルな法律で、内容だったわけでありすけれども、やっていくうちに、どんどんいろいろな問題も出てきて、それに対する対応もしなきゃならないということで変わってきたわけでありすけれども、改めて、私は一応経済学をやっていますんで、経済学の視点から見ると、こういう形で価格を固定して何かを支援していくという、こういう政策って難しいということがよくわかります。これは高村委員がさっきもおっしゃっていましたけれども、何かすると、それに応じて経済が動く。その一番端的な例が駆け込みのああいって例だったわけです。当初太陽光の価格は少し高過ぎるんじゃないかというご意見もあって、それも影

響しているのかなと思いますけれども、太陽光の時点でもそういうことがあって、我々はそれに対処するすべが最初なかったです。それから法改正して変わってきたわけですが、実は我々の使命も変わってきまして、最初のところでは、こういった全体のマーケットを見てといいますか、量的なものを見ながら価格を考えていくんだという、そういう力が実はなかったんです。途中からF I T法を改正してそうなったわけでありまして、その意味では今回のこれもマーケットがどんどん変わっていく中で価格をどう決めるのかって、ある意味ではストラテジックに考えなきゃいけないというところが出てきたのかというふうに思っています。

F I Tはあくまでもエネルギー政策という、これは辰巳委員がご指摘で、これはエネルギー政策であって、事業者のためのものではないということであります。ただ、一方で事業者の方もこの政策を見ながらいろいろ反映、反応されて、新しい技術とかイノベーションとか、こういうのをつくっていかれる中で、さっきの価格の低下とか、あるいは普及の促進ということになっていくんだろうと思います。我々そういったところを全体的に見ながら、これからもこの議論をしていかなければいけないのかなということを本当に実感した今回のF I T法の価格決定だったというふうに思っております。

いずれにいたしましても、皆様のご協力でここにまとまりましたので、再度感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

私からのほうの挨拶は以上でございますけれども、最後に次回の日程等について事務局からお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

次回の日程につきましては、再度ご議論いただく必要がある場合には、調整の上、経済産業省のホームページ等でお知らせいたします。また、来年度以降の日程につきましても、時期がまいましたら適宜お知らせ申し上げたいと思います。

4. 閉会

○山内委員長代理

それでは、以上で本日の調達価格等算定委員会を閉会とさせていただきます。

どうもご協力をいただきまして、ありがとうございました。